

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

臨時総会・会員集会 同日開催

昨年12月11日午後1時から、横浜情報文化センター情文ホールにおいて、臨時総会が開催された。

第1号議案

会則一部改正

近時の懲戒審査事案の増加傾向を踏まえ、懲戒委員会委員を2名（弁護士である委員1名、学識経験者である委員1名）増員する提案が全会一致で可決された。

第2号議案

委員会通則一部改正

通信会議システムを利用した委員会出席が委員会通則上の「出席」に含まれることを明確にすること、そのような委員会出席があった場合の議事録記載内容を追加すること、また、委員会議事録

の署名を委員長のみで足りることとする。等の提案が全会一致で可決された。

第3号議案

人権擁護活動に関する会則一部改正

刑事収容施設ないし矯正施設に身体を拘束されている者等を被侵害者とする人権救済申立事件の調査に際し、被侵害者から事情聴取を行った場合に、担当委員に対し日給（1人1回1万円（消費税別）予定）を支給する提案が圧倒的多数で可決された。

続いて午後3時からの予定を20分繰り上げて会員集会在開催された。芳野直子会長による2つのテーマの提案骨子説明に続き、討議が実施された。

テーマ1

当会と会員間の書類や取りのオンライン化
まず、池田博毅副会長から、近時のIT環境の充実を背景として、既に会員専用サイトで一部実施されているオンラインでのやり取りの対象を拡げることを検討している旨の説明があった。続いて、従前、会員に対して紙媒体で提供されていた①謝金等の振込明細書、領収書、支払調書、②法律相談等に関する名簿登

載状況一覧、日程通知、③委員会等旅費支給通知、④委員会選任アンケート、⑤委員会等における資料の配布が、オンライン化の具体的対象として検討されていることが説明された。
説明を受けて会員から数点質問があったものの、本テーマに反駁する意見は述べられなかった。

テーマ2

貸与制世代の支援策

司法修習71期からは給付金が支給されることになったものの、修習終了時に多くの者が約300万円程度の債務を負った新65期から70期までのいわゆる「貸与制世代」について、現時点において国からの救済はなく、日弁連では20万円程度の支援案が検討されている。村松剛副会長からは、こ

臨時総会開催のお知らせ

日時 2019年2月22日（金）13時00分
場所 横浜情報文化センター6階情文ホール

のテーマに対する当会の検討状況が説明された。

まず、貸与制世代問題対応検討ワーキングチームへ諮問を行ったところ、何らかの施策を講じることが必要であり、その具体策として、支援金40万円を一括して給付する（第1案）、会館補修資金のうち45万0800円を上限とする支払を免除する（第2案）という2案が答申され、また、併せて法律相談枠及び刑事弁護枠の優先配点を行うこと等の業務上の支援も検討されるべきである

旨の答申があったことが示された。

続いて、かかる答申結果を踏まえた各委員会に対する意見照会の結果、特に「第2案に強く反対し、一括給付は20万円程度を上限にすべき」旨の財政制度委員会及び経済的支援策を講じること強く反対する」旨の財務室の回答等が示され、更に、経済的支援策を行った場合の今後10年間の収支シミュレーション等について説明があった。説明を受け、主として当会の財政状況に関する

質問が続出した後、貸与制世代の会員を中心に熱意ある意見が述べられた。「大学、法科大学院の奨学金と併せて現時点でも約600万円の債務を負っており、来春第1子誕生を予定している」という67期会員の第1案を希望する旨の切実な意見を皮切りに、育児中で業務を制限せざるを得ない65期会員からは「業務上の支援の恩恵にあずかれない」旨の意見、他にも第2案では会費等を事務所が負担している会員にメリットがないとの意

見、第1案の支給要件の緩和を求める意見等が述べられた。他方で、当会の財政事情を踏まえて経済的支援に反対する意見、第1案を20万円程度にする意見は少数にとどまった。

最後に、これらのテーマは2月22日臨時総会に上程されることが告知された。

特に「貸与制世代の支援策」については引き続き多数の会員による活発な議論が期待される。

（会員 吉田 正穂）

大橋正春 元最高裁判事

講演会

昨年11月21日、当会会館において、元最高裁判所判事大橋正春弁護士（第一東京弁護士会）の講演会が開催された。大橋弁護士からは、最高裁判所創成期の三大事件（誤判

事件、平野事件、浦和事件）をテーマに、司法権の独立についての興味深い話がなされた。

終戦直後の最高裁内部やGHQ・国会との関係における混乱や、その中で個々の裁判官が司法権の独立について矜持を持って仕事に臨んでいたことなどが伺えて、興味深い内容であった。参加していた会員からも、「NHKス

ペシャルを見ているようだ」などの声が挙がっていた。

これらの事件は今から70年も前の事件であるが、現在においても司法権の独立は絶対的なものではなく、常に侵される危険性がある。また、「誤判事件」は最高裁による裁判官に対する懲戒手続に関する事件であり、最高裁による懲戒手続に関する近時のケースも連想した。

講演を聴きながら、民主的な基盤を持たない裁判所が独立を保つためには、裁判所が世間から孤立し独善的になることを防ぐ必要があり、そのために、裁判所と最も近くで関わる「民間」である弁護士が果たすべき役割は大きいのではないかと感じた。

講演後の質疑応答においては、最高裁判事としての反対意見を書いたときのことや、上告理由の書き方に関するご意見（「100枚も書かなくてはいいけないようなら『明白』とは言えないのではないのか」）など、最高裁の実務に関する質問に対する丁寧な回答がなされた。

人材育成支援委員会では例年、最高裁見学など、最高裁に関するイベントを開催している。「最高裁なんて縁がない」と感じている会員にも是非御参加いただきたい。

（会員 澄川 圭）

山ゆり

当新聞の編集委員に迷い込んではや数年を経たが、自分にとってはこの「山ゆり」の担当がいまだ大いなるプレッシャーである。委員会の会議で「次の山ゆり担当は誰?」という話が出るたびに石像の如く目を伏せて黙想、この話題が我が頭上を平穩無事に飛び去って行く様を幾度も見送ってきたが、やはり順番は巡ってくるのである▼自分の拙文が諸先生の目に触れるかもという恐怖も勿論であるが、意外なる敵はこの485という字数にある。この限られた字数でちよつとした文章を書くことの何と難しいことか▼自分の場合、書き始めれば、まあ大体は長くなる。故に奮い立って記事を書き始めたら「ちよつとした文章」に達する遙か手前で字数が超過したりして、みつともないことこの上ない▼さて今回は当新聞記事をものにする難しさなどを伝えんと奮い立って書き始めたが、誠に意外なことに、何となくいい感じで既定字数を終えそうな情勢である▼いつも限られた字数の中で要領よく文章をまとめて記事を送って下さる執筆担当の皆さまのご協力とご苦労とに尊敬と感謝とお伝えさせていただくと共に、自分も今後の文章力の向上に努めたいと思う次第である。

（大崎 徹）

研修会

交通事故事件の基本
～損保会社側の視点もふまえて～

講演を行う永田達也会員

昨年12月3日、当
会会館において、永
田達也会員を講師に
迎えて、「交通事故
事件の基本～損保会
社側の視点もふまえ
て」と題する研修が
行われた。

永田会員は、損害
保険会社側の立場で
数多くの交通事故事
件を扱っているた
め、交通事故事件の

処理の方法に加えて、損
保会社側の視点での注
意点などの話もした。

具体的には、受任時に
おける注意点や、損害費
目ごとの裁判例の傾向、
損保会社が注意してい
る点について話があった。

また、被害者側で受任す
る際の見通しの立て方や
紛争処理方法についても
触れた。講演のところで
ころで講師自らの経験に
基づく話もあり、非常に
実務的な研修となった。

本研修には、本部・支
部併せて111名もの多
くの会員が参加した。企
画当初は、交通事故事件

の処理方法に不安がある
弁護士歴5年以内の若手
会員を対象に考えていた
が、実際の参加者の顔ぶ
れを見てみると、弁護士
歴10年以上と思われる会
員の姿も多数見受けられ
た。

そのため、質疑応答の
際には、「脳脊髄液減少
症に対する保険会社側の
見解について教えてほし
い」といった専門性の高
い質問も飛び出した。経
験年数を問わず、多くの
会員が交通事故事件につ
いて関心を抱いているこ
とがうかがわれた。

筆者は、70期の新人弁

護士であるが、本研修に
より、交通事故事件の基
本的な視座を得ることが
できたものと実感してい
る。本研修で学んだこと
を活かして、今後の職務
にあたりたい。

研修委員会では、今後
も会員に向けて多くの研
修を企画していく。2月
28日・3月15日には平成
26年の会社法改正の研修
会を、3月22日には子ど
もとの面会交流に関する
研修会を、それぞれ横浜
国立大学教授を招いて開
催する予定である。

(会員 音喜多 淳)

かなパブ最前線

都市型公設事務所等
連絡協議会 開催される

昨年10月19日、都内に
おいて、都市型公設事務
所等連絡協議会が開催さ
れた。

本協議会は、かながわ

パブリック法律事務所を
含む全国の都市型公設事
務所(以下「都市型公設」
や、それらが所属する単
位会等の担当者、日弁連

連絡協議会の様子

関係者が一堂に会し、各
地の都市型公設が抱える
課題や展望について議論
をしたり、情報交換をし
たりする協議会であり、
毎年1回開催されている。
15回目の今回は、主要
なテーマの1つとして、
都市型公設に対する養成
支援補助金(以下「補助
金」)を増額する規則(特
則)の延長・改正に関す
る議題が取り上げられた。
新人弁護士を採用して
OJTで養成し、1～3
年の期間でひまわり基金
法律事務所などに送り出
すことは、各事務所にと
って経済的負担を伴うこ
とから、日弁連では規則
に基づき補助金を給付し
ている。

一般の事務所では養成・
派遣を行う場合でも補助
金は給付されるが、各地
の都市型公設がその養成
の中心を担っていること
や、事務所の公的性格・

業務状況に鑑みて、平成
27年以降、特則により都
市型公設への補助金の給
付額が増額されている。

今回の協議会では、今
年期限を迎える特則の存
続の必要性などについて
、各地の都市型公設の
実情や、一般の事務所に
よる養成・派遣が大きく
減少していることを踏ま
えて活発な意見交換がさ
れ、特則の期限延長など
を求める「提言」が採択
された。

本協議会において「提
言」を採択するのは初め
ての試みであったが、「提
言」採択に向けて各地の
都市型公設が意見交換を
するということは、都市
型公設の活動を再認識
し、都市型公設相互間の
連携を図るに当たっても
有意義なものであった。

本協議会における「提
言」も踏まえ、日弁連理

事会でも特則の存続が承
認された。

かなパブは、これまで
延べ10名の新人弁護士を
養成して送り出してきた。
心強い補助金の支援
も受けながら、今後も弁
護士不足地域の解消のた
め、積極的に取り組んで
いく。

(公設事務所支援委員会
副委員長 石川 裕二)

暮らしとこころの
相談会

た相談者に対して有益な
助言ができず対応に苦慮
することも多いが、本相
談会ではこころの問題の
専門家と共同することで
総合的な助言を行うこと
ができる。そのため、相
談者に問題解決の糸口を
提供できることが多く、
非常にやりがいがある。

相談会終了後には、チ
ームを組んだ3名で担当
事案の問題点を振り返つ
たり、参加した相談員全

員で意見交換を行ったり
もしている。思わぬ視点
からの助言や有益な情報
を得られることが多く、
大変勉強になる。

毎回タウン情報誌を用
いた広報を行っており、
相談会ごとに広報対象地
域を変えているので、地
域ごとに反響の多寡があ
り、地域特性がうかがえ
るのも興味深い点である。

(会員 谷川 献吾)

全国一斉生活保護
ホットライン実施



昨年12月18日、全国49
の弁護士会で一斉に生活
保護ホットラインが実施
された。当会でも9名の
弁護士が参加し、当会会
館にてホットラインを実

施した。

当会のホットラインで
受けた相談は合計11件
で、相談件数が急増した
一昨年度に比べ減少した
ものの、昨年10月に実施

された生活保護基準の引
下げに関連して「基準の
引下げで生活が厳しい」
との相談が増えたほか、
生活保護法63条又は78条
に基づく返還金に関連し
て「指導が厳しく生活が
苦しい」等の受給者から
の相談の増加が目立った。

生活保護基準の引下げ
や返還金に関する指導の
強化によって、生活保護
利用者の生活は更に厳し
くなっている。国民の生
存権を守るため、生活保
護制度に関し、我々弁護
士が問題意識を持って相
談にあたる必要性は更に
高まっている。

貧困問題対策本部で
は、今後も継続して、当
該ホットラインを実施し
ていきたい。

(会員 小野 通子)

「働き方改革」の概要説明

事業者向け「労務管理に関するセミナー & 法律相談会」

様々な業種の事業者が参加

先の国会にて成立した「働き方改革」関連法案は、時間外労働の上限規制や非正規労働者の均

等・均衡待遇の推進等、事業者側にも大きな影響を与える内容を含むが、特に小規模事業者においては、いまだに十分な対応・対策がなされていない。

また、セミナー後には法律相談会が実施され、複数の事業者が自社の労務に関する法律相談を行った。

セミナーの様子

そこで、当会は、公益財団法人神奈川県産業振興センター、公益財団法人横浜企業経営支援財団、横浜商工会議所、神奈川県社会保険労務士会、一般社団法人神奈川県中小企業診断協会の各後援を受け、昨年11月29日、当会館にて、事業者向け「労務管理に関するセミナー & 法律相談会」を実施した。

当日は、当会法律相談（会員 権田 理司）

3カ月前に、社内の人事異動で新卒から勤めてきた営業部から、初めて報道部に来た。社員90人体制の弊社では特に変わった人事ではなく、若手社員はジョブローテーションの一環として部署間を異動する。司法記者として初めて担当

を発信することができないのが歯がゆかった。続けて傍聴していると、被告人の言葉の選び方や話し方、当時の心理

心は集まっていたが、傍聴した人以外には彼の話しぶりなどは明確にはわからない。何より、法廷で被告人を前にし

司法取材を始め

司法取材を始め

状況の説明などから、人物像が浮き上がってきた。彼がなぜ事件を起こしたのか、どう

た遺族の思いは、文字ではなく現実的な言葉として放送したいとテレビの人間であれば

（テレビ神奈川 笹谷 有佳里）

そうだ、総会、行こう。

会員 川口 崇（68期）

本年度の常議員は、全40人中の19人が60期代の会員から選出され、若返りが図られた。私は、最若手の常議員の1人である。常議員会では、積極的に質問と意見を述べて、議論に参加させてい

「かながわ若手弁護士会の会」は、昨年5月、芳野会長に対して、225票の署名とともに要望書を提出した。これを受けて設置された「貸与制世代問題対応検討ワーキングチーム」（WT）では、昨年7月

へ「答申書」の中で、具体的な2つの支援策を示している。貸与制世代の会員には「答申書」を読んで当会が支援に取り組む趣旨をご理解いただきたいと願う。紙面をお借りして、WTの諸先輩のご尽力に感謝を申し上げる。

常議員会



2月22日の総会では、支援策の決議が予定される。貸与制世代の会員には、委任状を預けるに留まらず、ぜひご出席いただきたい。

理事者室

だより

年年歳歳花相似

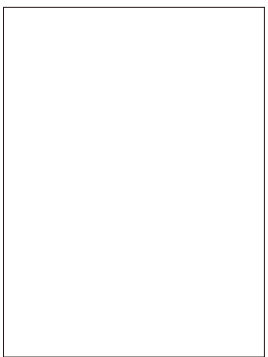
歳歳年年人不同

副会長 池田 博毅

表題の詩句は、毎年顔ぶれが変わる弁護士会執行部を皮肉ったものではなく、人の世の移り変わ

は年々人が成長する様を詠んだものと勝手に解釈している（詩全部を読むとそんなわけないのだ

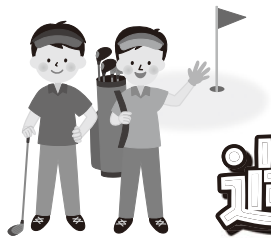
「私は人との出会いを大事にしてきました。」確か



「私は人との出会いを大事にしてきました。」確か

「私は人との出会いを大事にしてきました。」確か

「私は人との出会いを大事にしてきました。」確か



横浜法曹
ゴルフ会

忘年ゴルフ

過去最多42名参加!

昨年12月18日、絶好の晴天に恵まれた磯子カンツリークラブにて、横浜法曹ゴルフ会主催の忘年ゴルフコンペが開催された。

いたが、今年から当会の全会員に向けて門戸を開き、月例競技会と兼ねて広くオープンコンペとした。その結果、実に15期から70期まで（年齢も20代から80代まで）の総勢42名が参加し、伊藤信吾

常議員会議長提供の常議員議長杯を目指す今年最後の盛大な懇親コンペとなった。

忘年ゴルフは、ゴルフ好きの会員相互の懇親を深めることが主たる目的のため、その日限りのハンディキャップを算定する新ペリア方式を採用し、その結果、運と実力を兼

ね備えた会員が優勝することになる。

磯子カンツリークラブでは、乗用カートのモニターにより上位20名のスコアをリアルタイムで確認できる。自らのスコアを棚に上げ、スコア画面を指さして他人の不幸（大叩き）に歓喜の声を上げる会員の姿は到底見られたものではないが、これも真剣勝負の顕れというところであろう。

優勝は、当会随一の実力者53期井上雅彦会員。グロス77のスコアは立派の一言。55期常磐重雄会員は惜しくも準優勝であったが、当ゴルフ会の月例競技部門では優勝となり、夏の年間王者決定戦への出場資格を獲得した。各組対抗の団体戦では、当ゴルフ会の永井崑朗幹事長率いるチームが優勝し、お手盛り疑惑も

ささやかれる中で（そんなことは一切ありません）、賞品を獲得した。他にも15期西村好順弁護士（一弁）が3位、18期鈴木繁次郎会員が12位敢闘賞獲得など、ベテランの存在感も十分に発揮された。忘年ゴルフ初参加でブービー賞獲得の新61期池田賢史会員は、奮闘の勢いそのままに当ゴルフ会への入会を宣言するなど、盛会のまます幕を閉じた。

今回の忘年ゴルフには60期以降の若手会員も多数参加し、ベテラン・若手会員間の懇親も大いに実現した。来年以降も引き続き広く参加を求めて開催予定であり、ゴルフ好きの会員は是非ご参加いただきたい。ご連絡は筆者まで。

大熱戦の末、弁護士会が優勝

横浜法曹対抗ソフトボール大会

昨年11月23日、真っ青な空の下、横浜スタジアムにおいて、平成26年以来となる横浜法曹対抗ソフトボール大会が開催された。

第1試合の検察庁対裁判所は、検察庁が序盤4点のリードを奪う

も最終回到裁判所が追い付き4対4で引き分け。第2試合は裁判所対弁護士会。弁護士会は、初回に4点を先制されるも、3回、4回に計7点を取る猛攻で逆転。先発した吉澤幸次郎会員が最後まで踏ん張り7対6で逃げ切った。

第3試合の弁護士会対検察庁は、弁護士会が勝つか引き分ければ優勝、負ければ検察庁が優勝となる事実上の優勝決定戦

となった。それまで出場者の代わりに子守に徹していた毛塚衛会員が4回まで3失点の好投。攻撃では芳野直子会長の進塁打でチャンスを広げるなど4点を取り、1点リードで最終回を迎えた。しかし、最終回到登板した筆者の不手際で同点に追いつかれ、なお二死満塁のピンチ。誰もが優勝は検察庁と思つたが、最後の打者を辛くも打ち取り弁護士会が引き分けで優勝を決めた。3試合中2試合が引き分けという稀に見る大接戦となり、大会は大いに盛り上がった。試合後はスタジアム内

のレストランで懇親会が行われ、各監督からの試合講評や優秀選手の表彰等が和やかに行われた。弁護士会からは、アメフト仕込みの豪快なダイビングキャッチとスイングで沸かせた井上晴彦会員と、レスリング仕込みの力強いバッティングと華麗なショート守備で試合を引き締めた本田幸充会員が選ばれた。

横浜スタジアムの人気高騰により来年以降も開催できるか定かでないが、是非伝統行事の一つとして継続していただきたい。

（会員 池本 康次）

日弁連野球マスターズ大会

「涙の札幌」

昨年11月24日、既に冬景色の札幌にて、日弁連野球マスターズ大会が開催された。本体の全国大会は38回を数えるが、こちらは往年の名選手たちの活躍の場として、5年前から始まったものである。

筆者は、前夜、すずきのツルツル路面で完全スリップし、左肩を強打した。翌日は痛さを隠し、黙々と要所で登板したが、左手のグローブを上になげられぬ。捕手の武藤一久には、返球は低めに頼むと言つてあつたが、敵軍の三塁コーチ

ヤーが転がったファールボールをこちらに投げてくれた際の送球が、まさかの高い球。しかし手を出さないとはい、必死の思いでグローブを上げてキャッチ。激痛に時が止まり、

会場の「札幌つどいむ」は底冷えがひどいが、全国から集まった約50名の野球好きオジサン達は、寒さをものともせず熱く戦つた。ただ今回の横浜は人数不足で、神戸・名古屋らと合同チームを組ん

底冷えの札幌つどいむ

恒例 弁護士協同組合 年末バザー

「全部売れました!」

昨年12月21日、当会組合主催によるバザーが館にて、年末恒例の協同開催された。

当日は幸いにも多くの品物が集まり、始めは売り切ることができ

所狭しと並べられた品物 売上げは前年度

編集後記

2月から3月初旬にかけての空模様。今年は、土星・金星・木星の三星が、明け方の南東の空にずらりと並んで賑やかに輝く。夜明け前に目が覚めてしまった方は、ぜひ。きつと寒さも忘れるほど美しいことだろう。

「早起きは三星の徳」である。

デスク 大関 亮子
記者 吉田 正穂

大崎 徹
古西 達夫
新倉 武

